

医療機関・公共機関等への 個人防護服（PPE）の確保事業

平成23年9月

健康局結核感染症課(正林督章課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
施策大目標分野	的医療 供給サー ビスの安 定	の医療サ ービスの 安定	高年齢者 医療制度 改革を 含めた持 続的・安 定的な医 療保険制 度	国民の健 康支援	衛生的で 安心・快 適な生活 環境の確 保	高齢者が 生きがい を持ち、 安心して 暮らせる 社会作り	安心して 信頼でき る年金制 度の確立	障害のある 人も障害 のない人も 地域でも に生活し、 活動する 社会の実 現	戦傷病者 等の援護	質の高い サービスの 提供

施策中目標

1	適正な移植医療を推進する
2	難病対策、ハンセン病、エイズ対策を推進する
3	原紙爆弾被爆者等を援護する
4	感染症の発生・まん延を防止する
5	ワクチン等を安定的に供給する
6	地域の保健医療体制を確保する
7	健康づくりを推進する
8	健康危機管理体制を確保する

施策小目標

1	感染症対策の充実を図ること
2	新型インフルエンザ対策を推進すること
3	肝炎対策を推進すること

その他、以下の事業と関連がある。

特になし

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成19年度）

①現状分析

近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行し、ヒトへの感染や死亡例も報告されている。今後、このウイルスが変異し、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生が危惧されている。

②問題点・問題分析

新型インフルエンザ対策行動計画において、必要な対策の推進、具体的な行動計画の策定など、地域の実情に応じた対策の実施について、都道府県に対し要請しているところであるが、発生した際の初動体制が不十分であった場合、感染が拡大し、社会機能を破綻させるおそれがある。

③事業の必要性

国の危機管理上、新型インフルエンザ発生時の医療体制の確保は重要であり、感染者を診察する医療従事者が安全に活動できるような体制を確保することで、発生時において円滑に医療が提供できる。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は平成23年3月31日をもって通常の季節性インフルエンザ対策へと移行したが、依然として東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザは発生しており、新たな新型インフルエンザの発生が懸念されている。

②問題点

新たな新型インフルエンザが発生した場合、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的な影響をもたらすことが懸念されている。

③問題分析

平成21年2月に改定した新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、都道府県等の地方自治体において、必要な対策の推進、具体的な行動計画の策定など、地域の実情に応じた対策が実施されているところであるが、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、対策の見直しの検討が進められているところである。特に、医療体制については、発熱外来や感染症指定医療機関だけでなく、全ての一般医療機関においても院内感染対策の徹底が求められている。

④事業の必要性

国の危機管理上、新型インフルエンザ発生時の医療体制の確保は重要であり、感染者を診察する医療従事者が安全に活動できるような体制を確保することで、発生時において円滑に医療が提供できる。

3. 事業の内容

(1) 実施主体

国

(2) 概要

「医療機関における感染症対策ガイドライン」（新型インフルエンザ専門家会議）（平成19年3月26日）において、新型インフルエンザ患者に対する診療やケアのために、近づくものあるいはその可能性にあるもの全てが適切な个人防护服を着用しなければならないとされており、高感染リスクにさらされる医療従事者の理解と協力のもと、発生時の円滑な初動体制の確保を目的にPPE（个人防护具）を備蓄する。

(3) 目標

新型インフルエンザの発生に備えあらかじめ个人防护具（PPE）を備蓄しておくことで、新型インフルエンザ発生時に円滑な初動体制を確保することを目標とする。

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成24年度予算要求：22百万円

医療機関・公共機関等への个人防护服（PPE）の確保事業全体に係る予算の推移：

(百万円)

H20	H21	H22	H23	H24
25	24	24	23	22

※ 平成20年度に保管料が不足したため、25百万円のうち10百万円は他の予算科目から流用した。

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

- ・行政関与の必要性の有無

新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県等が主導し、具体的な行動計画を策定し、医療機関に対しあらかじめ必要な対策を示しておく必要がある。

- ・国で行う必要性

新型インフルエンザはいつ、どこで発生するか不明であり、都道府県等に対し、発生時の対策を策定するよう要請しているが、国の危機管理上の責務として、医療従事者の理解と協力のもと、発生時の初動体制を確保し、社会機能を維持することが必要である。

- ・民営化や外部委託の可否

新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。

(2) 有効性の評価

新型インフルエンザに感染した者に対し、防護服を着用せず診療した場合、医療従事者自ら感染するおそれが高まり、医療自体の提供が出来なくなることやさらなる二次感染の発生が想定されるため、診療時の防護服着用は、初動体制の確保のために不可欠なものである。

(3) 効率性の評価

新型インフルエンザが発生した場合、発生初期段階での封じ込め、感染拡大防止が最も重要である。それを実践するためには、速やかな行動がとれるよう準備をしておくことが必要であることから、発熱外来の医療機関で必要な个人防护具を事前に備蓄しておくことは、迅速に初期対応するために必要な対策として有効である。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

国におけるPPEの確保→新型インフルエンザ発生地域に対するPPEの提供→医療従事者の安全確保→円滑な医療体制の確保

②有効性の評価

新型インフルエンザに感染した者に対し、防護服を着用せず診療をした場合、医療従事者自ら感染するおそれが高まり、医療自体の提供が出来なくなることや、さらなる二次感染の発生が想定されるため、診療時の防護服着用は初動体制の確保のために不可欠なものである。

平成21年度の新型インフルエンザ発生時には、个人防护具（PPE）が不足していた府県に対して約3千人分の装備を送付した。

③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(2) 効率性の評価

① 効率性の評価

新型インフルエンザが発生した場合、発生初期段階での封じ込め、感染拡大防止が最も重要である。それを実践するためには、速やかな行動がとれるよう準備をしておくことが必要であることから、必要な个人防护服を事前に備蓄しておくことは、迅速に初期対応するために必要な対策として有効である。

② 事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 政策等への反映の方向性

PPEの購入は平成19年度補正予算により実施されており、今後もPPEの保管に係る費用について、所要の予算を要求する。

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H18	H19	H20	H21	H22
3	PPEの備蓄数（万人分）	0	12.6	12.6	12.3	12.3
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・ 指標は健康局結核感染症課調べ						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）（平成21年2月改定）

「国及び都道府県等は、第三段階のまん延期に備え、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等）をあらかじめ備蓄・整備する。」

- 新型インフルエンザ対策行動計画
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kettei/090217keikaku.pdf>

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

「新型インフルエンザ専門家会議意見書」（新型インフルエンザ専門家会議）（平成23年2月）

「国及び都道府県等は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。」

- 新型インフルエンザ専門家会議意見書
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000132k0-att/2r985200000132lh.pdf>

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし